

只木ゼミ春合宿第1問検察レジュメ

文責:1班

I. 事案の概要

5 看護師である X は、入院患者 A に風邪薬を支給すべきところ、過失によって、致死量の劇薬を支給した。他方で、相前後して、別の看護師 Y も、A に対して風邪薬と一緒に飲む
5 予定の胃薬を支給すべきところ、過失によって、致死量の劇薬を支給した。その後 A は、
これらの事情に気がつかないまま、支給された両方の劇薬と一緒に飲み、死亡した。なお、
X と Y の間に意思の連絡はなく、両者が支給した劇薬は全く同種・同量のものであり、ど
ちらの劇薬の作用により死亡したのかは明らかでない。

10

II. 問題の所在

15 X、Y ともに看護師であり、適切な医薬品の給付は「業務」にあたる。また、劇薬を飲め
ば死に至ることは予見しえた。そして不適切な薬を与えない義務を負うところ、劇薬を支
給しており、結果回避義務違反が認定できる。もっとも、使用された劇薬は単独で死の結
15 果をもたらすことができるところ、同時に飲んでしまっている。両者が起こした結果が具
体的態様によっても単独で発生させたであろう結果と変わらない場合、つまり択一的競合
の場合、両者とも条件公式「あれなければこれなし」によれば条件関係が肯定できないの
ではないか。条件関係の判断基準が問題となる。

20 III. 学説の状況

A 説:具体的結果観説

結果を具体的に見て、両者の行為が合わさることによって、死期が若干でも早められた場
合、条件関係を肯定する説¹。

B 説:行為の前後説

25 先の行為した者が結果への決定的条件を設定したのであり、後に設定した者は無駄な行為
をしたとして前者につき因果関係を肯定する説²。

C 説:条件公式説

「その行為がなかったならば、その結果を生じなかった」であろう場合、条件関係を肯定
する説³。

30 D 説:条件公式修正説

条件関係公式を修正し、「ただし、いくつかの条件について、それを択一的に取り除いたの
では結果は発生するが、累積的に全部を取り除くとその結果が発生しなかったであろう場
合、そのいずれの条件についても、条件関係が認められる」とする説⁴。

¹ 内藤謙『刑法講義総論(上)』(1983年,有斐閣)225頁。

² 中山研一『刑法総論』(1982年,成文堂)176頁。

³ 山中敬一『刑法総論』(2008年,成文堂)253頁

⁴ 平野龍一『刑法総論 I』(1972年,有斐閣)138頁。

E 説:合法則的条件説

因果関係の存否の判断は、因果法則に則した個別具体的な連関の存否の判断である⁵ため、個別具体的事例ごとに因果法則の存在を確認しその因果法則が個々の事案に当てはまれば(充分条件)、因果関係を肯定する説⁶。

5

IV. 判例 東京地判平成 24 年 12 月 5 日。判例時報 2183 号 194 頁

[事実の概要]

建設資材用の石綿が原因の疾患に罹患した原告らは、石綿含有建材の製造・販売を中止する義務及び建築作業従事者に対して石綿含有の事実や石綿の危険性等の警告義務を負っていたにもかかわらず、これを怠ったと主張し、国賠法 1 条 1 項、民法 719 条 1 項又は製造物責任法 3 条に基づき、国・企業を被告として損害賠償請求を求めた事案。

10

[引用趣旨]

この判例では、複数の労働者(原告)に対して、被告である複数の企業に責任が認められるか問題となった。民法 719 条 1 項後段の解釈について「関連共同性を欠く数人の加害行為により損害が生じ、その損害が当該数人中の誰かの行為によって生じたことは明らかであるが、誰が生じさせたか不明の場合(択一的競合の場合)において、因果関係を推定し、当該行為者に連帯して賠償責任を負わせる趣旨の規定である」と解している。「このように、関連共同性を欠く複数の行為のいずれについても損害との間の因果関係が推定され、当該行為者において因果関係の不存在を立証することができない限り、損害賠償責任を負うこと

15

20

となるという効果の強さに照らすと、同項後段を適用する前提として、加害行為が到達する相当程度の可能性を有する行為をした者が、共同行為者として特定される必要があり、かつ、その特定は、各被害者(各原告等)ごとに個別的にされる必要がある」と判示した。

本件で原告の主張を認めなかったのは被害者の特定が十分でなかったためである。したがって本判決は民事事件ではあるが、被害者の特定がなされていれば、個別的な加害行為が認定されている場合、択一的競合であり因果関係が不明であっても因果関係を認めうることを明らかにしたといえる。

25

V. 学説の検討

A 説:具体的結果観説について

本説はそれが当てはまる限りでは正しいが、択一的競合の問題はそのような死期のずれがない場合、どのように解するかという問題である。したがって問題の取り違えといわざるをえない⁷。本説は妥当でない。

30

B 説:行為の前後説について

⁵ 山中・前掲 260 頁。

⁶ 山中・前掲 262 頁。

⁷ 浅田和茂『刑法総論』(2005 年,成文堂)141 頁。

先に行為をした者が決定的条件を設定したのであり、後に行為をした者は無駄な行為をしたに過ぎないから、前者について条件関係を認めるべきとする。しかし、同様に、先に行為をした者が無駄な行為をしたともいえるから、行為の前後に優劣はない⁸。本説は妥当ではない。

5 C 説:条件公式説について

具体的な形態における結果が全く異なる場合。「あれなくともこれあり」になり両方とも条件関係を否定する。しかし、両者とも単独で見れば功奏しているにもかかわらず、条件公式をそのまま適用して因果関係否定するのは条件公式を金科玉条とする具体的妥当性を持たない結論である⁹。よって妥当でない。

10 D 説:条件公式修正説について

「ただし、いくつかの条件について、それを択一的に取り除いたのでは結果は発生するが、累積的に全部を取り除くとその結果が発生しなかったであろう場合」とはまさに択一的競合の場合を指し、なぜそのように解することができるのか理論が明らかでない。結論の先取りである¹⁰。よって検察側は採用しない。

15 E 説:合法則的条件説について

条件関係の存否を、必要条件を前提とする条件公式(「あれなければこれなし」)に依拠して判断する限り、択一的競合の事例では合理的な結論に至らない。そもそも条件関係とは行為と結果の事実的な結びつきを判断するものである。とすれば因果関係の存否は、経験的知識によって時間的に相前後する事象間に一般的に法則的關係があるかどうか、個別具体的に検討されるべきものである。そして、その個別具体的な判断では、条件関係を必要条件ではなく十分条件「あれあればこれあり」の關係であると捉えることではじめて妥当かつ論理的な結論に至るのだ。科学法則、経験則により行為と結果の結びつきを肯定する本説は妥当といえる¹¹。したがって検察側は本説を採用する。

25 VI. 本問の検討

第1. Xの罪責について

1. XのAに対し過失により致死量の劇薬を支給し死亡させた行為に業務上過失致死罪(211条)が成立しないか。「業務」とは人が社会生活上の地位に基づき反復継続して行う行いで他人の生命身体に危害を加えるおそれのあるものであるところ、看護師はその地位に基づいて治療を通じ患者の生命身体を害すおそれがある。よって「業務」に当たる。「過失」とは予見可能性を前提とする結果回避義務違反をいう。本問では、Xは看護師であり、劇薬を交付すればXが死亡することが予見できた。また、看護師として適切な薬を給付する義務があるところ、かかる義務を果たしていれば死の結果は防げたにも関わらず、劇薬を支給す

⁸ 浅田・前掲 141 頁。

⁹ 山中・前掲 257 頁。

¹⁰ 西田典之『刑法総論』(2007年,弘文堂)89頁。

¹¹ 山中・前掲 262 頁。

るという義務違反が認定できる。したがって、Xの行為は過失犯の実行行為性を有する。

2. もっとも、本問ではYもAに致死量の劇薬を支給している。因果関係が認められるか。条件関係が否定されるとも思え問題となる。この点について、検察側はE説を採用する。条件関係とは行為と結果の事実的な結びつきを判断する要件である。したがって、行為と結果の事実経過が自然法則で説明できる形で結びついている場合、条件関係は肯定されるといえる。具体的には「あれあればこれあり」の公式を用いて判断する。

(1) まず自然法則につき、劇薬を摂取すれば死に至るという因果法則は認定できる。本問でもXが処方した劇薬が作用してAを死亡させていることは明らかであるから、「Xの劇薬を飲むことあればAの死あり」といえ、かかる因果法則が認められ条件関係は肯定される。

(2) では刑法上の因果関係は肯定されるか。刑法上の因果関係は行為の有する危険が結果に現実化したかで判断すべきである。したがって①行為の有する危険性②介在事情の異常性③介在事情の結果への寄与度で判断する。

①致死量の劇薬は人の死の現実的危険を有する。②Yの劇薬支給という介在事情は通常考えられず、異常性は大きい。③もっとも、そもそも、そもそも死の結果はXの劇薬自体が生じさせることができたから寄与度は低い。よって刑法上の因果関係は肯定される。

3. Xの行為に業務上過失致死罪(211条)が成立する。

第2. Yの罪責について

1. YのAに対し過失により致死量の劇薬を支給し死亡させた行為に業務上過失致死罪(211条)が成立しないか。業務性はXと同様肯定される。過失についても同様に認められる。

2. では、因果関係は認められるか。

(1) 条件関係は上述規範を用いると、肯定できる。

(2) 刑法上の因果関係は肯定できるか。上述規範を用いて検討する。Xと同様、因果関係が認められる。

3. Yの行為に業務上過失致死罪(211条)が成立する。

VII. 結論

Xの行為に業務上過失致死罪(211条)が成立し、Yの行為に業務上過失致死罪(211条)が成立し、それぞれその罪責を負う。

以上